

学校・教育委員会等向け 虐待対応の手引き

文 部 科 学 省
令和2年6月改訂版

はじめに

平成 30 年度の全国の児童相談所における児童虐待相談対応件数は、15 万 9,838 件（前年度比約 2.6 万件増）に達し、過去最多となりました。

厚生労働省が統計を取り始めた平成 2 年度から 28 年連続で増加しているところですが、総数のうちの約 1 万件は学校等からの相談によるもので、学校関係者が虐待の発見・対応にあたり、重要な役割を果たしているところです。

極めて遺憾なことですが、平成 29 年度の虐待による死亡人数（心中以外）は 52 人に上っています。平成 31 年 1 月にも、千葉県野田市において小学 4 年生の児童が亡くなりました。この事案では、教育委員会が児童の書いたアンケートの写しを父親に渡したことや、写しを父親に渡す際に児童相談所等の関係機関への相談をしなかった等、関係機関との連携が不足していたことなどについて、課題があったと考えられます。

このような課題を踏まえ、平成 31 年 2 月に児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議において「『児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策』の更なる徹底・強化について」が決定され、これを受けて文部科学省は、内閣府、厚生労働省と連名で 2 通の通知を同月に発出し、児童虐待に係る情報の管理や学校・教育委員会と児童相談所、警察等との連携に関する新たなルールを次のとおり定めました。

- ① 学校等及びその設置者においては、保護者から情報元に関する開示の求めがあった場合には、情報元を保護者に伝えないこととともに、児童相談所等と連携しながら対応すること
- ② 保護者から、学校等及びその設置者に対して威圧的な要求や暴力の行使等が予測される場合には、速やかに市町村・児童相談所・警察等の関係機関や弁護士等の専門家と情報共有することとし、関係機関が連携し対応すること
- ③ 要保護児童等が休業日を除き、引き続き 7 日以上欠席した場合には、理由の如何にかかわらず速やかに市町村又は児童相談所に情報提供すること

本手引きは、これらの教訓を踏まえつつ、学校や教育委員会等の関係者が虐待と疑われる事案について、迷いなく対応に臨めるよう具体的な対応の在り方を示す手引きとして令和元年 5 月に作成されましたが、今般、「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」（令和元年法律第 46 号）の成立により親権者等による体罰が禁止されたこと等を踏まえ、改訂を行いました。学校・教育委員会等においては、実際の対応の際はもとより、研修の実施に当たっても本手引きを御活用ください。

文部科学省初等中等教育局

～目 次～

【基礎編】

1. 虐待とは	1
2. 虐待が及ぼす子供への影響	2
3. 学校・教職員等の役割	3
(1) 学校・教職員の役割、責務	
(2) 関係機関の役割	
4. 教育委員会等設置者の役割	4
(1) 恒常的な取組	
(2) 事案への対応	
親権者等による体罰禁止の法定化について	7

【対応編 1 日頃の観察から通告まで】

1. 通告までの流れ	8
(1) 発生予防、相談体制の充実、相談窓口の周知	
○ 虐待リスクのチェックリスト	
(2) 日頃からの観察、虐待を受けている子供の特徴と早期発見	
(3) チームとしての早期対応	
(4) 子供や保護者から聞き取りをする場合	
障害のある子供について	20
2. 通告の判断に当たって	21
3. 通告の仕方	22
(1) 通告先	
(2) 通告方法	
(3) 教育委員会等設置者、警察への連絡	
性的虐待について	26

【対応編 2 通告後の対応】

1. 通告後の対応	27
(1) 児童相談所等の「安全確認」や「情報収集」時の協力	
(2) 「一時保護」時の対応	
(3) 「一時保護」解除後の対応、「在宅での支援」時の対応	

(4) 「施設入所」時の対応	
2. 要保護児童等への対応	3 1
(1) 要保護児童対策地域協議会への参画	
(2) 進行管理台帳に登録された幼児児童生徒の出欠状況等の情報提供	

【対応編3 子供・保護者との関わり方、転校・進学時の対応】

1. 虐待を受けた子供への関わり	3 3
2. 保護者への対応	3 4
(1) チームとしての対応	
(2) 保護者からの問い合わせや要求に対して	
(3) 守秘義務と個人情報の取扱いについて	
3. 転校・進学時の学校間の情報の引継ぎ	3 6

～参考資料～

「児童虐待防止対策に係る学校等及びその設置者と市町村・児童相談所との連携の強化について」（平成31年2月28日 初等中等教育局長等通知）

「学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について」（平成31年2月28日 初等中等教育局長等通知）

等

～用語の説明～

本手引きでは次の用語を以下の定義で用いている。

虐待・・・児童虐待防止法第2条の「児童虐待」を指し、保護者がその監護する18歳未満の子供に対して行う虐待をさす。

子供・・・18歳に満たない者（児童虐待防止法に基づく）

保護者・・・児童虐待防止法第2条にいう「保護者」であり、親権を行う者の他、未成年後見人その他の者で子供を現に監護するものをいう。
したがって、子供の母親や父親だけでなく養父母や内縁関係者も、子供を現実に監護・保護している場合は含まれる。

児童虐待防止法・・・「児童虐待の防止等に関する法律」の略称

※本手引きに記載している内容は令和2年6月時点のものです。

【 基礎編 】

1. 虐待とは

虐待は、子供の心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、次の世代に引き継がれるおそれもあり、子供に対する最も重大な権利侵害です。最悪の場合、子供を死に至らしめる事例も少なくありません。保護者による虐待は、家庭内におけるしつけとは明確に異なり、懲戒権などの親権によって正当化されるものではありません¹。

このように、虐待は深刻な問題であり、学校・教育委員会等の関係者は、幼児児童生徒の安全を守る立場から虐待の態様や影響について理解しておくことが必要です。虐待の種類は概ね次の4タイプに分類されますが、多くの事例においては、いくつかのタイプの虐待が複合していることに注意しなければなりません。

【虐待の種類】²

身体的虐待	幼児児童生徒の身体に外傷（打撲傷、あざ（内出血）、骨折、刺傷、やけどなど様々）が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。外側からは簡単に見えないような場所に外傷があることも多くあります。
性的虐待	性的な満足を得るためにわいせつな行為をしたりさせたりすること。直接的な性行為だけでなく、子供をポルノグラフィーの被写体にするなども含まれます。
ネグレクト	心身の正常な発達を妨げるような著しい減食または長時間の放置、保護者以外の同居人による身体的虐待や性的虐待の放置、その他保護者としての監護を著しく怠ること。例えば、重大な病気になっても病院に連れて行かない、下着など長期間ひどく不潔なままにする、子供を遺棄したり、置き去りにしたりするといった行為を指します。
心理的虐待	子供の心に長く傷として残るような経験や傷を負わせる言動を行うこと。子供の存在を否定するような言動が代表的ですが、兄弟姉妹との間に不当なまでの差別的な待遇をする場合もあります。また、配偶者に対する暴力や暴言、いわゆるドメスティックバイオレンス（DV）や、その他の家族に対する暴力や暴言を子供が目撃することは、当該子供への心理的虐待に当たります。

¹ 厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課「子ども虐待対応の手引き」（平成25年8月改正版）より。児童虐待防止法第14条第2項も参照

² 文部科学省「児童虐待防止と学校（研修教材）」より

ネグレクトの一種として子供を学校に通学・通園させない、いわゆる教育ネグレクトという形態もあり、そのような場合は子供の教育を受ける権利を侵害するだけでなく教育上の著しい悪影響を及ぼすものと考えられます。

いずれにせよ、虐待は家族の構造的な問題を背景として起きており、児童相談所などでは家族の歴史や家族間の関係、経済的背景などを含めて総合的な見立てを行っています。学校・教職員においても、保護者の成育歴、就労や家計の状態、居住状況、ストレスの状態、心身の問題、子供の障害や疾病等の育児負担の問題、望んだ妊娠であったのかどうかという問題など、多様な要因によって虐待が起きるということを理解しておくことが大事です³。

2. 虐待が及ぼす子供への影響

虐待は1. のとおり、いくつかのタイプに分けられ、それぞれのタイプによって心身への影響には異なる面がありますが、いずれにおいても子供の心身に深刻な影響をもたらすものです。

虐待の影響は、虐待を受けていた期間、その態様、子供の年齢や性格等により様々ですが、身体的影響、知的発達面への影響、心理的影響について、いくつかの共通した特徴が見られます⁴。

①身体的影響	②知的発達面への影響	③心理的影響
外傷のほか、栄養障害や体重増加不良、低身長などがみられます。愛情不足により成長ホルモンが抑えられた結果、成長不全を呈することもあります。	安心できない環境で生活することや、学校への登校もままならない場合があり、そのために、もともとの能力に比しても知的な発達が十分得られないことがあります。	他人を信頼し愛着関係を形成することが困難となるなど対人関係における問題が生じたり、自己肯定感が持てない状態となったり、攻撃的・衝動的な行動をとったり、多動などの症状が表れたりすることがあります。

³ 厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課「子ども虐待対応の手引き」（平成25年8月改正版）より

⁴ 厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課「子ども虐待対応の手引き」（平成25年8月改正版）より

3. 学校・教職員等の役割

(1) 学校・教職員の役割、責務

学校・教職員においては、虐待の早期発見・早期対応に努めるとともに、市町村（虐待対応担当課）や児童相談所等への**通告や情報提供を速やかに行うことが求められます。**

児童虐待防止法によって学校・教職員に求められる主な役割は、以下の①～④の4点ですが、虐待の有無を調査・確認したりその解決に向けた対応方針の検討を行ったり、保護者に指導・相談・支援したりするのは権限と専門性を有する児童相談所や市町村（虐待対応担当課）です。このことから、学校・教職員としては、(2)に挙げた関係機関の役割や専門性を念頭に置きつつ、学校としての役割を果たすようにしてください。個別の事案にどのように対応すべきかについては、対応編2～3で確認してください。

- ①虐待の早期発見に努めること（努力義務）【第5条第1項】
- ②虐待を受けたと思われる子供について、市町村（虐待対応担当課）や児童相談所等へ**通告すること（義務）【第6条】**
- ③虐待の予防・防止や虐待を受けた子供の保護・自立支援に関し、関係機関への協力を**行うこと（努力義務）【第5条第2項】**
- ④虐待防止のための子供等への教育に**努めること（努力義務）【第5条第5項】**

このほか、児童虐待防止法第13条の4により、児童相談所や市町村（虐待対応担当課）から虐待に係る子供又は保護者その他の関係者に関する資料又は情報の提供を求められた場合、必要な範囲で提供することができるとされています。

さらに、学校等及びその設置者においては、「児童虐待防止対策に係る学校等及びその設置者と市町村・児童相談所との連携の強化について」（平成31年2月28日 初等中等教育局長等通知）にあるように、保護者から情報元（虐待を認知するに至った端緒や経緯）に関する開示の求めがあった場合は、**情報元を保護者に伝えないこと**とともに、児童相談所等と連携しながら対応する必要があります。また、学校が保護者から威圧的な要求や暴力の行使等を受ける可能性がある場合は、即座に設置者に連絡すると同時に、設置者と連携して速やかに児童相談所、警察等の関係機関、弁護士等の専門家と情報共有し、対応を検討すること等が重要です。

(2) 関係機関の役割

学校においては、関係機関と次のような役割分担のもとで、それぞれの責務を最大限果たしながら、有機的に対応することを念頭に自分の役割を果たしていくことが重要です。

<p>児童相談所</p> <p>児童虐待通告や学校等の関係機関からの情報提供を受け、子供と家族の状況の把握、対応方針の検討を行った上で、一時保護の実施や保護者への指導、来所によるカウンセリング、家庭訪問による相談助言、里親委託、児童福祉施設への入所措置など必要な支援・援助を行う。主に都道府県が運営・管理。</p>	<p>市町村（虐待対応担当課）</p> <p>児童虐待通告や学校等の関係機関からの情報提供、また、育児不安に対する相談に応じるとともに、市町村に設置する要保護児童対策地域協議会の調整機関として、支援を行っている子供の状況把握や支援課題の確認、並びに支援の経過などの進行管理を恒常的に行い、自ら相談支援を行うことはもとより関係機関がその役割に基づき対応に当たれるよう必要な調整を行う。</p>
<p>警察</p> <p>110番通報や児童相談所等の関係機関からの情報提供を受け、関係機関と連携しながら子供の安全確保、保護を行うとともに、事案の危険性・緊急性を踏まえ、事件化すべき事案について厳正な捜査を行う。</p>	

4. 教育委員会等設置者の役割

(1) 恒常的な取組

教育委員会等設置者は学校と同様に自ら虐待の早期発見に取り組むとともに、虐待対応に当たって、以下のような役割を果たしていくことが求められます⁵。

関係機関との連携の強化等のための体制整備

虐待の予防及び早期発見並びに迅速かつ適切な虐待を受けた子供の保護及び自立の支援等を行うため、関係機関との連携の強化等のために必要な体制の整備に努めること。

⁵ 「学校等における児童虐待防止に向けた取組の推進について」（平成18年6月5日 初等中等教育局児童生徒課長通知）参照

また、学校及び教育委員会等設置者は、要保護児童対策地域協議会に参加するとともに、特に教育委員会等設置者は、教職員等に対して、学校及び教職員等に期待されている役割や関係機関等の役割の周知に努めるほか、スクールソーシャルワーカーを活用するなどにより、日頃から関係機関等との連携を推進すること。

さらに、虐待問題に関わる法律問題については、弁護士（スクールロイヤー）等の専門家にいつでも相談できるよう、体制を整えておくこと。

研修の充実

学校の教職員が、虐待の早期発見・早期対応等虐待の防止に寄与するとともに虐待を受けた幼児児童生徒の自立の支援等について適切に対応できるようにするため、「学校現場における虐待防止に関する研修教材」を活用した研修を行うなど必要な措置を講ずること。特に、虐待を発見するポイントや発見後の対応の仕方等についての理解を一層促進するため、以下の研修の受講を勧奨すること。なお、研修は私立学校の教職員等も対象に実施することが望ましいこと。

また、児童相談所の職員を講師に招いた研修の実施や、校長等管理職に対する実践的な研修の充実を図ること。

- 子どもの虹情報研修センター主催『教育機関・児童福祉関係職員合同研修』⁶
- 都道府県主催『虐待対応関係機関専門性強化事業』⁷
- 独立行政法人教職員支援機構『健康教育指導者養成研修』⁸
『教育相談指導者養成研修』⁹

相談体制の充実、広報・啓発活動

虐待問題も含めて、子供が悩みや不安をいつでも容易に相談できるよう、電話やSNS等による相談体制を充実するとともに、その連絡先について周知すること。

また、虐待の防止に資するため、幼児児童生徒の人権、虐待が幼児児童生徒に及ぼす影響及び虐待に係る通告義務等について、必要な広報その他の啓発活動に努めること。その際、例えば、次のようなリーフレット等の活用が望まれること。

- 24時間子供SOSダイヤル（0120-0-78310）
<http://www.mext.go.jp/ijime/detail/dial.htm>

- 厚生労働省「未来へと 命を繋ぐ 189（いちはやく）」
https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000183180_00002.html

⁶ 学校や教育委員会で児童虐待に携わる者、市町村で児童虐待を担当する者、児童相談所職員による合同研修。

⁷ 地域で活動する主任児童委員、保育所職員、児童養護施設職員、ケースワーカー、家庭相談員等の子供の保護・育成に熱意のある者を対象とした児童虐待等に関する専門研修。

⁸ 令和3年度以降は内容に変更があり得る。

⁹ 令和3年度以降は内容に変更があり得る。

○厚生労働省「子どもを健やかに育むために ～愛の鞭ゼロ作戦～」
<http://sukoyaka21.jp/ainomuchizero>

○厚生労働省「体罰等によらない子育てのために ～みんなで育児を支える社会に～」
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/taibatu.html>

○法務省「子どもの人権SOSミニレター」
http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken03_00013.html

虐待予防等に関する調査研究、検証

虐待の予防及び早期発見のための方策、虐待を受けた幼児児童生徒のケア、並びに学校の教職員等が児童虐待の防止に果たすべき役割等についての調査研究及び検証を行うこと。

虐待を受けた幼児児童生徒に対する必要な措置

虐待を受けた幼児児童生徒が、その年齢及び能力に応じ十分な教育が受けられるようにするため、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じること。

(2) 事案への対応

これら日常的な対応のほか、対応編1の3.(3)で記載のとおり、学校から児童相談所や市町村(虐待対応担当課)に対して虐待と疑われる事案の通告があった場合、当該事案のその後の経過について学校と共有しておくことが重要です。

保護者から教育委員会等設置者に問合せや相談をしてくることも想定され、学校だけで対応できない事案については児童相談所や市町村(虐待対応担当課)と教育委員会等設置者が連携して対応する必要があるからです。

また、要保護児童対策地域協議会への参画や学校からの虐待に関するあらゆる相談に対応することも重要な役割です。その際、市町村の虐待対応担当課との連携は欠かせません。

さらに、学校だけでなく教育委員会等設置者においても、保護者から情報元に関する開示の求めがあった場合は、情報元を保護者に伝えないこととするとともに、児童相談所等と連携しながら対応することが必要です。また、虐待対応に当たって学校や教育委員会が保護者から威圧的な要求や暴力の行使等を受ける可能性がある場合は、速やかに児童相談所、警察等の関係機関、弁護士等の専門家と情報共有し、対応を検討することが重要です¹⁰。

¹⁰ 「児童虐待防止対策に係る学校等及びその設置者と市町村・児童相談所との連携の強化について」(平成31年2月28日 初等中等教育局長等通知)より

親権者等による体罰禁止の法定化について

令和元年6月に児童虐待防止法等の改正法が成立し、親権者等による体罰禁止が法定化されました(令和2年4月施行)。これを受け、令和2年2月に厚生労働省において、体罰の範囲やその禁止に関する考え方等について解説した「体罰等によらない子育てのために ～みんなで育児を支える社会に～」を取りまとめました。学校・教育委員会等におかれては、本取りまとめを踏まえ、「体罰」について理解を深めておくことが大切です。

◆体罰とは

たとえしつけのためだと親が思っても、身体に、何らかの苦痛を引き起こし、又は不快感を意図的にもたらす行為(罰)である場合は、どんなに軽いものであっても体罰に該当します。

(体罰の例)

- ・ 言葉で3回注意したけど言うことを聞かないので、頬を叩いた
- ・ 大切なものにいたずらをしたので、長時間正座をさせた
- ・ 友達を殴ってケガをさせたので、同じように子どもを殴った
- ・ 他人のものを取ったので、お尻を叩いた
- ・ 宿題をしなかったので、夕ご飯を与えなかった
- ・ 掃除をしないので、雑巾を顔に押しつけた

加えて、子どもをけなしたり、辱めたり、笑いものにするような言動は、子どもの心を傷つける行為で子どもの権利を侵害します。

◆体罰等によらない子育てのためにできること

保護者により「しつけ」と称して行われる体罰が、徐々にエスカレートし、深刻な虐待を引き起こす事例が多く見受けられます。

そのような体罰等によらない子育てのためには、子どもの気持ちや考えに耳を傾けるなど、子どもとの関わり方や保護者自身の工夫に加え、周囲のサポートが重要となります。地域住民や保育等の子育ての支援者、教育現場等で子育て中の保護者に接する者は、保護者だけで悩みや不安を抱え込むことが無いように声かけや支援を行うことで、子供の権利が守られる体罰のない社会に向け社会全体で取り組んでいく必要があります。

厚生労働省「体罰等によらない子育てのために ～みんなで育児を支える社会に～」
(令和2年2月)を基に作成

【対応編 1 日頃の観察から通告まで】

1. 通告までの流れ

事案によって異なりますが、学校・教職員が虐待を発見し、児童相談所や市町村（虐待対応担当課）に通告するまでは、概ね図1のような流れとなります。

（1）発生予防、相談体制の充実、相談窓口の周知

学校・教育委員会等設置者は、日頃からスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等による相談体制の充実に努めるとともに、虐待やいじめなどのあらゆる子供の悩みや不安を受け止める窓口があることを幼児児童生徒に日常的に伝えておくことが大切です。子供や保護者が早い段階からSOSを出すことができれば、未然防止、早期発見、早期対応につながるからです。

例えば、養護教諭やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの役割を伝えておくほか、子供が相談しやすくなるよう、24時間子供SOSダイヤル（0120-0-78310）を含む電話相談やSNSによる相談、児童相談所虐待対応ダイヤル「189」（いちはやく）など、複数の窓口・連絡先を常に教室や廊下等に掲示しておくことなどが考えられます。

保護者に対しては、保護者が集まるような場において、次のようなリーフレットを配布するほか、学校便り等を通じて子育てに関する地域の相談窓口を紹介しておくことも考えられます。

○24時間子供SOSダイヤル（0120-0-78310）
<http://www.mext.go.jp/ijime/detail/dial.htm>

○厚生労働省「児童虐待防止推進月間」啓発用ポスター等
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000194356_00001.html

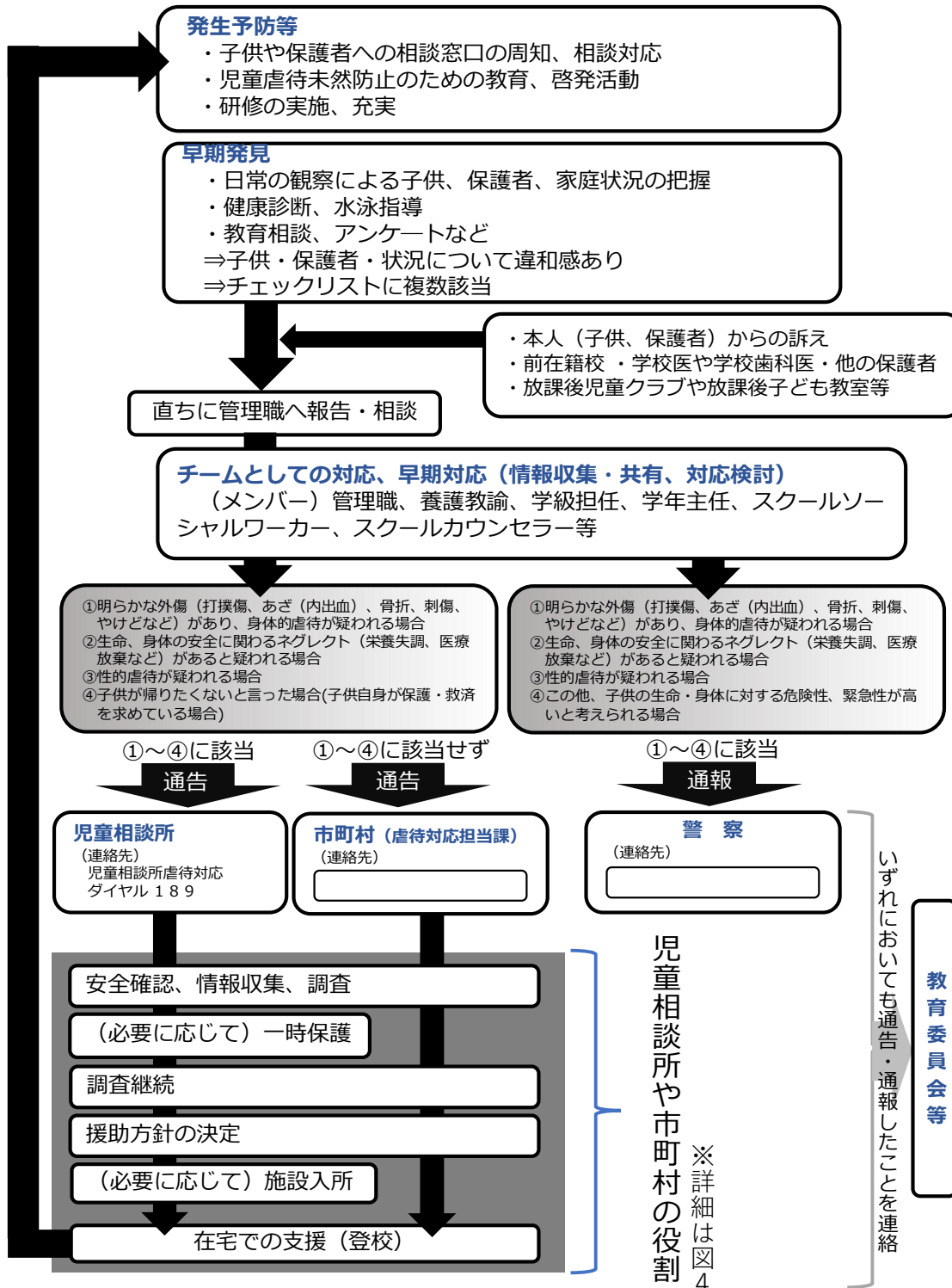
○厚生労働省「子どもを健やかに育てために ～愛の鞭ゼロ作戦～」
<http://sukoyaka21.jp/ainomuchizero>

○厚生労働省「体罰等によらない子育てのために ～みんなで育児を支える社会に～」
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/taibatu.html>

○法務省「子どもの人権SOSミニレター」
http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken03_00013.html

また、校長等管理職は、自ら研修等の機会を捉えて虐待に関する具体的な事例を踏まえた対応を想定しておくとともに、実践的な校内研修を実施することが重要です。

学校における虐待対応の流れ ～通告まで～



(2) 日頃からの観察、虐待を受けている子供の特徴と早期発見

養護教諭をはじめとする教職員は、幼児児童生徒の健康状態を日常的に観察するとともに、心身の状況を把握することにより、健康上の問題があるときは幼児児童生徒に必要な指導を行うこととされています。また、必要に応じて保護者に助言をすることとされています（学校保健安全法第9条）。

このようなことから、**学校・教職員は虐待を発見しやすい立場にあることを自覚した上で虐待の早期発見に努めなければなりません**（児童虐待防止法第5条）。虐待を早期に発見する観点として、虐待はどこにでも起こり得るという認識に立ち、表1のような子供や保護者、状況をめぐる「何か変だ」という異変や違和感を見逃さないことが重要です。また、アンケートなどの訴えからの発見や、放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）や放課後子供教室等の学校外からの虐待の情報提供もあることから、日常的に情報を漏らさずに得られるようにアンテナを高く張っておくことが必要です。

なお、不登校や非行、いじめ、自殺等の問題は、いわば顕在化した現象面の問題ですが、これらの背景として、虐待が要因となっている可能性もあることに留意してください。また、児童虐待防止法では**ドメスティック・バイオレンス（DV）により子供に心理的な外傷を与えることも虐待のひとつとして定義しており¹¹**、子供がDVを目撃しているか否かにかかわらず、DVの問題がある家庭で子供が育つことは心理的虐待として対応するとともに、DVに伴って、**子供自身が直接暴力などの虐待を受けている場合もあることに留意する必要があります¹²**。

このほか、学校においては、毎年度、幼児児童生徒の健康診断を行い、その結果に基づき治療を指示するなどの適切な措置をとらなければなりません（学校保健安全法第13、14条）。この**健康診断**においては、身体測定、内科検診や歯科検診を始めとする各種の検査等が行われることから、これら検査や**水泳指導**の際は身体的虐待やネグレクトを早期に発見しやすい機会であることに留意し、支援が必要と思われる子供を把握した場合は市町村（虐待対応担当課）への情報提供が必要です¹³（P14～P15「虐待リスクのチェックリスト」を活用して下さい）。

また、幼稚園では幼児の送り迎えをする保護者と接したり、**幼児の着替えを手伝ったりする等の場面**が多いので、そうした機会に虐待の兆候を発見できることもあるでしょう。

¹¹ 児童虐待防止法第2条第4号

¹² 厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課「子ども虐待対応の手引き」（平成25年8月改正版）より

¹³ 「児童虐待の防止等のための学校、教育委員会等の的確な対応について」（平成22年3月24日文科科学大臣政務官通知）

図2のように、事故による外傷と異なり、外傷（打撲傷、あざ（内出血）、骨折、刺傷、やけどなど様々）が臀部やふともも内側など脂肪組織が豊富で柔らかいところ、首やわきの下などの引っ込んでいるところ、外からわかりにくいところにある場合は、虐待が疑われます¹⁴。

虐待による外傷の具体的事例については、公益社団法人日本小児保健協会作成の「子どもに関わる多職種のための子ども虐待初期対応ガイド～子ども虐待を見逃さないために～」も参考にしてください。

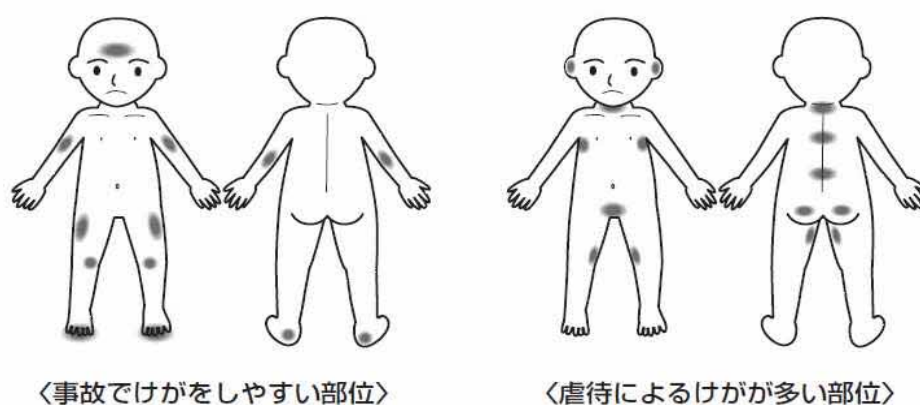


図2 身体的虐待と不慮の事故による外傷部位の相違

スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等による教育相談や、定期的に行われるアンケートなどで、子供から何らかの訴えがある場合もあります。これらの日常的な観察や健康診断、家庭訪問などを通じて虐待の兆候等を把握する上で、「虐待リスクのチェックリスト」¹⁵（P14～P15）等を活用するほか、学校医や学校歯科医と連携することが有効です。

そして、虐待を早期発見し、早期対応していくためにも、学校関係者は基礎編4.で示したような研修の機会を活用していくことが大事です。

¹⁴ 文部科学省「養護教諭のための児童虐待対応の手引」（平成19年10月）より

¹⁵ 「「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」の決定について」（平成30年7月27日 初等中等教育局長等通知）参照。なお、このチェックリストには外傷に関する項目がないが、外傷のある場合は虐待の可能性が高い事案として取り扱うこと。

～スクリーニング会議を通じた早期発見・早期対応～

大阪府能勢町の一部、兵庫県尼崎市の一部の学校では、学校ごとに全ての児童生徒について、遅刻が増えているなどの異変をもとに「とても気になる＝2点」「気になる＝1点」などで数値化し、学年ごとなど複数の教職員で共有し、漏れのないようにスクリーニング会議を実践しています（この流れや方法を大学と協働）。さらに協議が必要な児童生徒について、教頭、スクールソーシャルワーカー、養護教諭、担任などの複数の教職員による校内会議を開催し、支援の方向性などを決める取組を行っています。

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1302910.htm



表 1¹⁶

<p>子供について の異変・違和感</p>	<p>表情が乏しい 触られること・近づかれることをひどく嫌がる 乱暴な言葉遣い 極端に無口 大人への反抗的な態度 顔色を窺う態度 落ち着かない態度 教室からの立ち歩き 家に帰りたがらない 性的に逸脱した言動 集中困難な様子 持続的な疲労感・無気力 異常な食行動、衣服が汚れている 過度なスキンシップを求める など</p>
<p>保護者について の異変・違和感</p>	<p>感情や態度が変化しやすい イライラしている 余裕がないように見える 表情が硬い 話しかけても乗ってこない 子供への近づき方・距離感が不自然 人前で子供を厳しく叱る・叩く 連絡が取りにくい 家庭訪問・懇談などのキャンセルが多い 行事に参加しない 家の様子が見えない など</p>
<p>状況についての 異変・違和感</p>	<p>説明できない不自然なケガ・繰り返すケガ 体育や身体計測のときによく欠席する 低身長や低体重、体重減少 親子でいるときには親を窺う態度や表情が乏しいが親がいなくなると急に表情が晴れやかになる 子供が具合が悪くなったなどで保護者に連絡しても緊急性を感じていない様子 その家庭に対する近隣からの苦情や悪い噂が多い など</p>

¹⁶ 文部科学省「児童虐待防止と学校（研修教材）」より

○虐待リスクのチェックリスト

虐待の発生予防のために、保護者への養育支援の必要性が考えられる児童等(「要支援児童等」)の様子や状況例【乳幼児期】

- このシートは、要支援児童等かどうか判定するものではなく、あくまでも目安の一つとしてご利用ください。
 ○様子や状況が複数該当し、その状況が継続する場合には「要支援児童等」に該当する可能性があります。
 ○支援の必要性や心配なことがある場合には、子どもの居住地である市町村に連絡をしてください。

		☑欄	様子や状況例
子どもの様子	健康状態		不定愁訴、反復する腹痛、便通などの体調不良を訴える。 夜驚、悪夢、不眠がある。
	精神的に不安定		警戒心が強く、音や振動に過剰に反応し、手を挙げただけで顔や頭をかばう。 過度に緊張し、担任教諭、保育士等と視線が合わせられない。
			大人の顔を伺ったり、接触をさげようとしたりする。
	無関心、無反応		表情が乏しく、受け答えが少ない。 ボーっとしている、急に気力がなくなる。
	攻撃性が強い		落ち着きがなく、過度に乱暴だったり、弱い者に対して暴力をふるったりする。 他者とうまく関わらず、ささいなことでもすぐにカッとなるなど乱暴な言動が見られる。
			激しいかんしゃくをおこしたり、かみついたりするなど攻撃的である。
	孤立		友達と一緒に遊べなかったり、孤立しがちである。
	気になる行動		担任教諭、保育士等を独占したがる、用事がなくてもそばに近づいてこようとするなど、過度のスキンシップを求める。 不自然に子どもが保護者と密着している。 必要以上に丁寧な言葉遣いやあいさつをする。 繰り返し嘘をつく、空想的な言動が増える。
			自暴自棄な言動がある。
	保護者への態度		保護者の顔を窺う、意図を察知した行動をする。 保護者といとおどおどし、落ち着きがない。
			保護者がいると必要以上に気を遣い緊張しているが、保護者が離れると安心して表情が明るくなる。
	身なりや衛生状態		からだや衣服の不潔感、髪を洗っていないなどの汚れ、におい、垢の付着、爪が伸びている等がある。
			季節にそぐわない服装をしている。 衣服が破れたり、汚れている。 虫歯の治療が行われていない。
食事の状況		食べ物への執着が強く、過度に食べる。 極端な食欲不振が見られる。 友達に食べ物をねだることがよくある。	
登園状況等		理由がはっきりしない欠席・遅刻・早退が多い。 連絡がない欠席を繰り返す。	
保護者の様子	子どもへの関わり・対応		理想の押しつけや年齢不相当な要求がある。 発達にそぐわない厳しいつけや行動制限をしている。 「かわいくない」「にくい」など差別的な発言がある。 子どもの発達等に無関心であったり、育児について拒否的な発言がある。 子どもに対して、繰り返し馬鹿にしてからかう、ことあるごとに激しく叱ったり、ののしったりする。
	きょうだいとの差別		きょうだいに対しての差別的な言動や特定の子どもに対して拒否的な態度をとる。 きょうだいで服装や持ち物などに差が見られる。
	心身の状態(健康状態)		精神科への受診歴、相談歴がある。(精神障害者保健福祉手帳の有無は問わない) アルコール依存(過去も含む)や薬物の使用歴がある。 子育てに関する強い不安がある。
	気になる行動		保護者自身の必要な治療行為を拒否する。 些細なことでも激しく怒るなど、感情や行動のコントロールができない。 被害者意識が強く、事実と異なった思い込みがある。 他児の保護者との対立が頻回にある。
	幼稚園、保育所等との関わり		長期にわたる欠席が続き、訪問しても子どもに会わせようとならない。 欠席の理由や子どもに関する状況の説明に不自然なところがある。 行事への不参加、連絡をとることが困難である。
	家族・家庭の状況	家族間の暴力、不和	
住居の状態			家中ゴミだらけ、異臭、シラミがわく、放置された多数の動物が飼育されている。 理由のわからない頻繁な転居がある。
サポート等の状況			近隣との付き合いを拒否する。 必要な支援機関や地域の社会資源からの関わりや支援を拒む。
【その他 気になること、心配なこと】			

		☑欄	様子や状況例
※参考事項	経済的な困窮		保護者の離職の長期化、頻繁な借金の取り立て等、経済的な困窮を抱えている。
	生育上の問題		未熟児、障害、慢性疾患、発育や発達の違い(やせ、低身長、歩行や言葉の遅れ等)が見られる。
	複雑な家族構成		親族以外の同居人の存在、不安定な婚姻状況(結婚、離婚を繰り返す等)
	きょうだいが著しく多い		養育の見通しもないままの無計画な出産による多子
	保護者の生育歴		被虐待歴、愛されなかった思い等、何らかの心的外傷を抱えている。
	養育技術の不足		知識不足、家事・育児能力の不足
	養育に協力する人の不在		親族や友人などの養育支援者が近くにいない。
	妊娠、出産		予期しない妊娠・出産、祝福されない妊娠・出産
若年の妊娠、出産		10代の妊娠、親としての心構えが整う前の出産	

※不適切な養育状況以外の理由によっても起こる可能性の高い事項のため、注意深く様子を見守り、把握された状況をご相談ください。

虐待の発生予防のために、保護者への養育支援の必要性が考えられる児童等(「要支援児童等」)の様子や状況例【学齢期以降】

○このシートは、要支援児童等かどうか判定するものではなく、あくまでも目安の一つとしてご利用ください。
 ○様子や状況が複数該当し、その状況が継続する場合には「要支援児童等」に該当する可能性があります。
 ○支援の必要性や心配なことがある場合には、子どもの居住地である市町村に連絡をしてください。

	☑欄	様子や状況例	
子どもの様子	健康状態	不定愁訴、反復する腹痛、便通などの体調不良を訴える。 夜驚、悪夢、不眠、夜尿がある。(学齢期に発現する夜尿は要注意)	
	精神的に不安定	警戒心が強く、音や振動に過剰に反応し、手を挙げただけで顔や頭をかばう。 過度に緊張し、教員等と視線が合わせられない。 教員等の顔を伺ったり、接触をさげよごしたりする。	
	無関心、無反応	表情が乏しく、受け答えが少ない。 ボーっとしている、急に気力がなくなる。	
	攻撃性が強い	落ち着きがなく、過度に乱暴だったり、弱い者に対して暴力をふるったりする。 他者とうまく関わらず、ささいなことでもすぐにカッとなるなど乱暴な言動が見られる。 大人に対して反抗的、暴言を吐く。 激しいかんしゃくをおこしたり、かみついたりするなど攻撃的である。	
	孤立	友達と一緒に遊べなかったり、孤立しがちである。	
	気になる行動	担任の教員等を独占したがる、用事がなくてもそばに近づいてこようとするなど、過度のスキンシップを求め。 不自然に子どもが保護者と密着している。 必要以上に丁寧な言葉遣いやあいさつをする。 繰り返し嘘をつく、空想的な言動が増える。 自暴自棄な言動がある。	
	反社会的な行動(非行)	深夜の徘徊や家出、喫煙、金銭の持ち出しや万引きなどの問題行動を繰り返す。	
	保護者への態度	保護者の顔を窺う、意図を察知した行動をする。 保護者といるとおどおどし、落ち着きがない。 保護者がいると必要以上に気を遣い緊張しているが、保護者が離れると安心して表情が明るくなる。	
	身なりや衛生状態	からだや衣服の不潔感、髪を洗っていないなどの汚れ、におい、垢の付着、爪が伸びている等がある。 季節にそぐわない服装をしている。 衣服が破れたり、汚れている。 虫歯の治療が行われていない。	
	食事の状況	食べ物への執着が強く、過度に食べる。 極端な食欲不振が見られる。 友達に食べ物をねだることがよくある。	
	登校状況等	理由がはっきりしない欠席・遅刻・早退が多い。 きょうだいの面倒を見るため、欠席・遅刻・早退が多い。 なにかと理由をつけてなかなか家に帰りがらない。	
	保護者の様子	子どもへの関わり・対応	理想の押しつけや年齢不相当な要求がある。 発達にそぐわない厳しいつけや行動制限をしている。 「かわいくない」「にくい」など差別的な発言がある。 子どもの発達等に無関心であったり、育児について拒否的な発言がある。 子どもに対して、繰り返し馬鹿にしてからかう、ことあるごとに激しく叱ったり、ののしったりする。
		きょうだいとの差別	きょうだいに対しての差別的な言動や特定の子どもに対して拒否的な態度をとる。 きょうだい服装や持ち物などに差が見られる。
		心身の状態(健康状態)	精神科への受診歴、相談歴がある。(精神障害者保健福祉手帳の有無は問わない) アルコール依存(過去も含む)や薬物の使用歴がある。 子育てに関する強い不安がある。 保護者自身の必要な治療行為を拒否する。
気になる行動		些細なことでも激しく怒るなど、感情や行動のコントロールができない。 被害者意識が強く、事実と異なった思い込みがある。 他児の保護者との対立が頻回にある。	
学校等との関わり		長期にわたる欠席が続く、訪問しても子どもに会わせようとなない。 欠席の理由や子どもに関する状況の説明に不自然なところがある。 学校行事への不参加、連絡をとることが困難である。	
家族・家庭の状況		夫婦間の口論、言い争いがある。 絶え間なくけんかがあったり、家族(同居者間の暴力)不和がある。 家中ゴミだらけ、異臭、シラミがわく、放置された多数の動物が飼育されている。 理由のわからない頻繁な転居がある。 近隣との付き合いを拒否する。 必要な支援機関や地域の社会資源からの関わりや支援を拒む。	
【その他 気になること、心配なこと】			

	☑欄	様子や状況例
※参考事項	経済的な困窮	保護者の離職の長期化、頻繁な借金の取り立て等、経済的な困窮を抱えている。
	生育上の問題	未熟児、障害、慢性疾患、発育や発達の遅れ(やせ、低身長、歩行や言葉の遅れ等)が見られる。
	複雑な家族構成	親族以外の同居人の存在、不安定な婚姻状況(結婚、離婚を繰り返す等)
	きょうだいが著しく多い	養育の見通しもないままの無計画な出産による多子
	保護者の生育歴	被虐待歴、愛されなかった思い等、何らかの心的外傷を抱えている。
	養育技術の不足	知識不足、家事・育児能力の不足
	養育に協力する人の不在	親族や友人などの養育支援者が近くにいない。
	妊娠、出産	予期しない妊娠・出産、祝福されない妊娠・出産
	若年の妊娠、出産	10代の妊娠、親としての心構えが整う前の出産

※不適切な養育状況以外の理由によっても起こる可能性の高い事項のため、注意深く様子を見守り、把握された状況をご相談ください。

(3) チームとしての早期対応

個々の教職員だけで虐待に関する問題に対処することは極めて困難です。このため、教職員は虐待と疑われる事案を発見・見聞きした場合は一人で抱え込まず、直ちに校長等管理職に相談・報告し、組織的な対応につなげていくことが重要です（図3参照）。

一方の校長等管理職は、教職員から虐待を疑う情報が寄せられた場合は積極的にそれを受け止めるとともに、専門的な判断や対応が必要な場合があることから、疑わしい場合には通告の義務があることを十分に認識し、以下の点に留意しながらその後の対応を進めてください。

①チームとしての対応

通告先としての児童相談所、市町村（虐待対応担当課）のほか、当事者たる保護者への対応に関しては、管理職が前面に立った組織的対応、関係教職員によるチームとしての対応が大事です。

また、虐待事案は、**警察、医療機関**など複数の関係機関と情報を共有しつつ連携して対応することや、専門の機関による判断や対応が必要な場面が多く、長期化することも少なくありません。学校がそれらの専門機関と継続的に連携して対応するには、初期段階から管理職のリーダーシップのもと、組織として対応することが重要です。

管理職は個々の教職員から虐待が疑われる事案についての報告を受けたら、速やかに学年主任や養護教諭、**スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー**など可能な範囲で関係職員を集め、それぞれがもつ情報を収集し、事実関係を整理することが重要です。

この場合、必要に応じて**学校医や学校歯科医**に助言や協力を求めることも有効です。

②早期対応

「疑い」の段階からの早期対応が重要です。特に、①**明らかな外傷**（打撲傷、あざ（内出血）、骨折、刺傷、やけどなど様々）があり、身体的虐待が疑われる場合、②**生命、身体の安全に関わるネグレクト**（栄養失調、医療放棄など）があると疑われる場合、③**性的虐待**が疑われる場合、④**本人が帰りたくないと言った場合**（子供自身が保護・救済を求めている場合）はすぐに一時保護する必要性が高いと考えられ、児童相談所等に速やかに通告します。児童相談所等は重大事案については通告から数時間で一時保護に係る一連の手続きをとりたいと考えており、幼児児童生徒が在校・在園している時間帯での対応が重要となります。

児童相談所等とは違い、学校による情報収集にはもとより限界があります。虐待の確証を探し切ることまでは、学校には求められておりません。校内で協議と情報収集を重ね続けることで時間ばかりが経過してしまうなどにより事態が悪化することを避ける

ため、迷いや疑義がある場合は市町村（虐待対応担当課）に通告・相談するなど早期対応を心がけましょう。特に、重大な事案については、児童相談所・市町村（虐待対応担当課）は迅速な対応を求めている点に留意してください。

③具体的記録

外傷（打撲傷、あざ（内出血）、骨折、刺傷、やけどなど様々）がある場合、養護教諭などが確認し、スケッチやメモで傷の状況を詳細に記録してください。また、虐待と疑われる事実関係は、時系列に本人の発言内容も含めて**具体的に記録**してください。その際、事実と推測を混同せずに記載することが重要です。記録に当たっては様式1（P25）も活用してください。

なお、学校において作成または取得した虐待に関する個人の記録は、各学校に適用される個人情報の保護に関する法令¹⁷に基づき適切に取り扱われることとなります。当該記録について、保護者が本人（子供）に代わって個人情報保護条例等に基づく開示請求をしてきたとしても、開示することにより子供（本人）の生命又は身体に支障が生ずるおそれ、あるいは、子供（本人）の権利利益を侵害するおそれがないかどうか等を個人情報の保護に関する法令に照らして検討し、該当する場合には所定の手続に則って不開示決定とすることを検討する必要があります。

（４）子供や保護者から聞き取りをする場合

虐待が疑われる場合は、通告前から通告後の後の対応も含めてチームで対応することが基本となりますが、通告するかどうかの判断、通告をする前に子供や保護者から一定の聞き取りを行うかどうかの判断やその方法などについても関係教職員で協議することが望ましいです。

外傷（打撲傷、あざ（内出血）、骨折、刺傷、やけどなど様々）がある場合、担任や養護教諭などによって子供から聞き取りを行うことも考えられます。その際は誘導にならないよう、「どんなふうに、けがをしたの？」などと、**オープンクエスチョン**¹⁸形式で尋ねることが適切です。また、幼児の話を書くときなど、子供の言語能力への配慮が必要な場合は絵を描きながら話を進めるなどの配慮も有効でしょう。

ただし、子供は自分の置かれている状況が客観視できず「虐待されている」とは認識していないこと、心身の安全・安心が確保されておらず虐待を受ける危険性がある状況では「虐待されている」とは言い出せないこと、どんなに辛くても自分から保護者を悪く言うことができないでいること、保護者から見捨てられる不安をもっていること、一

¹⁷ 学校の設置主体に応じて、適用される法令が異なる。具体的には、国立学校は「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」、公立学校は各地方公共団体が定める個人情報保護条例、私立学校は「個人情報の保護に関する法律」に基づき、個人情報を取り扱うこととなる。

¹⁸ 「はい」「いいえ」などで答えられない、回答者が自由に考えて答えられる質問。

度虐待を受けていることを認めても後に撤回することなどが想定されるので、幼児児童生徒の言葉だけで判断しないように留意する必要があります。

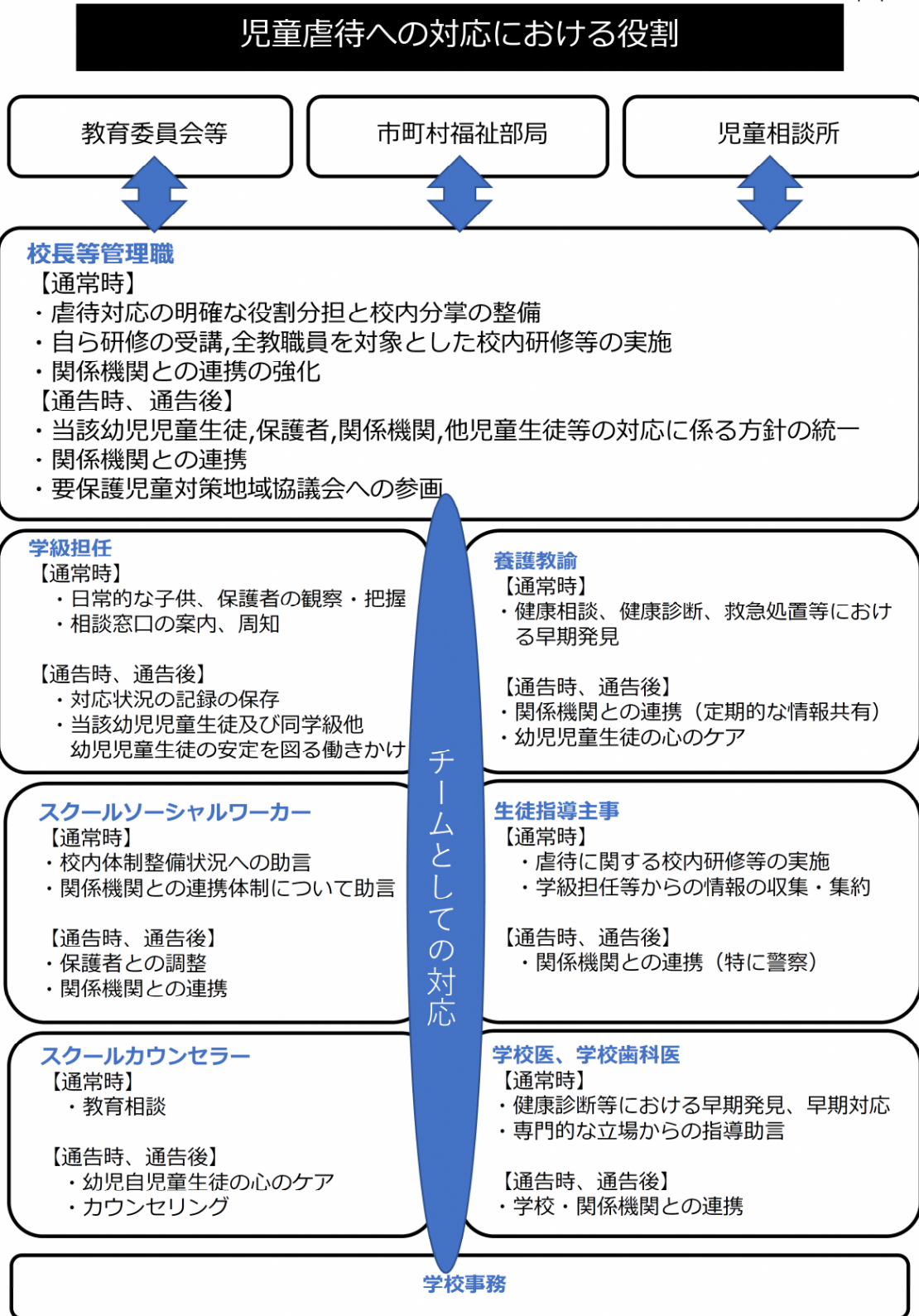
また、知的障害や発達障害のある子供については、自分のされていることが虐待と認識できない場合があるため、子供の障害の状態及び発達の段階や特性等を考慮し、周囲がより丁寧かつ積極的に介入する必要があります。

なお、聞き出した発言やその際の表情・態度をそのまま記録しておく、その後の専門機関との連携が円滑に進む場合が多いです。

ただし、虐待に関する本人からの詳しい聞き取りは児童相談所職員や市町村（虐待対応担当課）職員などの専門の部署が対応する方が望ましく、**学校関係者はあまり踏み込んだ聴取や度重なる質問はしないほうがよい**と考えられます。

また、幼児児童生徒の負った外傷（打撲傷、あざ（内出血）、骨折、刺傷、やけどなど様々）の原因が不明確なため保護者に確認する場合は、「**お子さんは〇〇〇と言っていました**」と**保護者に伝えることは避けてください**。そして、虐待の疑いに気付いても、保護者を責めるような発言は避けてください。保護者自身も子育て上の悩み等で追い詰められていたり、苦しんでいたりすることがあり、責めるような発言によって、子供にさらなる危害が加えられる恐れもあるからです。外傷の原因について、保護者の説明が実態と矛盾する、二転三転する、子供の説明と異なるなどの場合は、虐待が疑われるため通告することが必要です¹⁹。

¹⁹ 文部科学省「養護教諭のための児童虐待対応の手引」（平成19年10月）より



障害のある子供について

障害のある子供の障害の状態、発達の段階や特性は一人一人異なりますので、本人の実態に応じた適切な対応をしていくことが重要ですが、一方で障害のある子供への対応は工夫や配慮が必要であるため、保護者の心理的不安やプレッシャーから虐待のリスクが生じることがあります。

保健福祉部局等と連携して、子供の実態を適切に把握し、保護者の心理的状況や障害に対する理解や受け止めの状況を踏まえて、養育や子育て支援を行うことが大切です。

1. 保護者自身の気持ちに寄り添う

我が子に障害があると知った時、保護者はショック、否認や悲しみ、怒りなどの感情が揺れ動き、個人差はありますが、時間をかけて少しずつ障害を受け入れていくとされています。

また、子供の特性から生じる行動に対してどのように対応してよいのか分からないため、精神的にストレスを抱えたり、自分自身の子育てを責めたりして、不適切な養育につながることも考えられます。

保護者の気持ちに寄り添い、一緒に考えていく信頼関係づくりを進めていきましょう。

2. 具体的な対応方法を保護者と一緒に考える

子供が衝動的な行動を起こしやすい、予定が変わるとパニックを起こす、コミュニケーションが取れない等の状況に対して、保護者は「しつけ」と称した不適切な関わりや本人の存在を否定する言動、養育の放棄等を行ってしまうことも考えられます。

なぜ子供がそのような行動をするのかといった理由や背景を理解し、どのように対応するとよいのか、必要に応じて関係機関とも連携しつつ、保護者と一緒に考えることが大切です。また、子供の長所や得意なことなどを共有していくことも大切です。

保護者の意見を傾聴しつつ、関係者や関係機関と連携して、保護者が孤立しないように配慮していきましょう。

3. 相談支援ネットワークを広げる

子供本人や保護者の安心につながるよう、生活や将来の見通しを持つことも大切です。学校として、医療、保健、福祉などの関係機関との切れ目ない支援体制づくりを進めるとともに、日頃から情報共有を行い、必要に応じて機動的に動けるようにしましょう。

2. 通告の判断に当たって

児童虐待防止法では、虐待を受けたと思われる子供を発見した者は、速やかに、市町村や児童相談所等に通告しなければならないとしています。教育委員会関係者や教職員に限らず、誰であっても虐待を受けたと思われる子供を発見した場合は通告する義務があります。虐待の事実が必ずしも明らかでなくとも、一般の人の目から見れば主観的に虐待が疑われる場合は通告義務が生じます。

学校が通告を判断するに当たってのポイントは次のとおりです。

- ① 確証がなくても通告すること（誤りであったとしても責任は問われない）
- ② 虐待の有無を判断するのは児童相談所等の専門機関であること
- ③ 保護者との関係よりも子供の安全を優先すること
- ④ 通告は守秘義務違反に当たらないこと

虐待の多くは、教職員や保育士によって子供の外傷や雰囲気、様子から発見されます。しかし、保護者は「子供が悪いことをしたので叱った」あるいは「しつけど」など言い張ることがあります。また、教職員等も虐待する現場を直接見ることはないため、伝聞・推測情報が中心になります。そのため、現場では「どこからが虐待か」「保護者との関係がこじれる」等の迷いやためらいが生じることが多いと言われています。

特に、学校・教職員は、家庭との協調によって子供の問題に対応するという考えを強く持っています。このことで、「あの保護者がそんなひどいことをするはずがない」と思い込んだり、保護者との関係悪化等を懸念し過ぎたりすることで、子供の安全確保が疎かになり、重大な事態に至ってしまった事例があることに十分留意すべきです。

したがって、虐待の有無を判断するのは児童相談所等であることを踏まえ、学校は虐待の確証がないことや保護者との関係悪化等を懸念して通告をためらってはならず、子供の安全を最優先とし、早期対応の観点から市町村（虐待対応担当課）や児童相談所に通告することが重要です²⁰。

なお、児童虐待防止法の趣旨に基づく通告であれば、それが結果として誤りであったとしても、刑事上、民事上の責任を問われることは基本的には想定されません²¹。

また、同法第6条第3項の規定により、法令上の守秘義務違反に問われることもありません。さらに、通告を受けた市町村（虐待対応担当課）や児童相談所は、通告者に関する情報について保護者を含めて対外的に明かすことはありません（児童虐待防止法第7条）。

²⁰ 「児童虐待に係る速やかな通告の一層の推進について」（平成24年3月29日 文部科学副大臣通知）
参照

²¹ 「児童虐待が疑われる事案に係る緊急点検の結果について」（平成31年3月28日 初等中等教育局児童生徒課長等通知）参照

学校として、通告せずに当分の間、幼児児童生徒や保護者の様子を観察していくこととした場合でも、その後、どのように子供の様子を観察するか、教職員間の役割や見通しなどをチームで共有しておくことが重要です。

3. 通告の仕方

(1) 通告先

学校として通告すべきと判断した場合、通告は概ね、市町村（虐待対応担当課）または児童相談所のいずれかに対して行います。

通告の判断に迷った場合や緊急でない場合は、市町村（虐待対応担当課）に連絡することになりますが、①～④に該当するような重篤と思われる場合は児童相談所に通告しましょう。

【児童相談所に通告する場合】

- ①明らかな外傷（打撲傷、あざ（内出血）、骨折、刺傷、やけどなど）があり、身体的虐待が疑われる場合
- ②生命、身体の安全に関わるネグレクト（栄養失調、医療放棄など）があると疑われる場合
- ③性的虐待が疑われる場合
- ④子供が帰りたくないと言った場合（子供自身が保護・救済を求めている場合）

上記①～④以外の場合は、市町村（虐待対応担当課）に通告しましょう。どこに通告したらよいか迷う場合は、一旦、市町村（虐待対応担当課）に相談してください。ただし、市町村の担当が不在の場合や夜間休日に通告する場合には、子供の安全のために速やかに対応するという観点から、児童相談所に連絡してください。

なお、過去に市町村（虐待対応担当課）や児童相談所が虐待対応等に関わったことがあり継続的な支援が必要なケースは、要保護児童対策地域協議会の進行管理台帳に登録されており、その台帳に記されている主担当の機関に連絡することとなります。

(2) 通告方法

通告する際、まずは口頭（電話）で構いませんので、以下のような情報を伝えるようにしてください。正確に伝えたいときは様式1（P25）にあるような文書を用いて通告することもよいでしょう。また、学校として通告先（対応者含む）や伝達した内容、通告先から言われたことなどを記録しておくこと、その後の児童相談所等による安全確認等の際、円滑に協力することができます。

- ・ 子供・保護者の氏名、年齢等
- ・ 家庭の状況（家族関係、兄弟姉妹や同居する家族についての情報）
- ・ 外傷や症状（誰から、いつから、頻度、どのような）、外傷・症状に関する本人の説明（あれば）
- ・ 出席状況（欠席の頻度やその長さ、遅刻・早退の状況など）
- ・ 日常的な学校での様子（友人関係、休み時間の様子、身だしなみ、提出物・忘れ物の状況、その他不自然な点など）
- ・ 特記事項（障害の有無（種類・程度・診断名等）、転校歴、これまでの支援状況等）

（３）教育委員会等設置者、警察への連絡

①教育委員会等設置者への連絡

必ず、通告後速やかに設置者である教育委員会等設置者にも通告したことや通告内容、通告先からの連絡事項等を連絡しましょう。その際、様式1（P25）の写しを活用することも考えられます。

対応に当たり、児童相談所は基本的に学校と直接連絡をとるため、それら関係機関とのその後のやり取りについても教育委員会等設置者に報告しておくことが重要です。保護者が学校だけでなく教育委員会等設置者にも問合せや相談をしてもらうことも想定されるからです。

一方、通告後に保護者が「学校が児童相談所に言いつけた」と言ってくることもあり、事前に保護者対応について通告先と相談しておくとともに、予め保護者から威圧的な要求や暴力の行使等が予想される場合には、教育委員会等設置者や警察等に連絡しておくといでしょう。そのような場合には、通告したことなどを保護者に伝えず、毅然と対応することが重要です。

②警察への通報

児童相談所や市町村（虐待対応担当課）に通告するほか、以下の①～④の場合については警察にも通報するようにしてください。

【警察に通報する場合】

- ①明らかな外傷（打撲傷、あざ（内出血）、骨折、刺傷、やけどなど）があり、身体的虐待が疑われる場合
- ②生命、身体の安全に関わるネグレクト（栄養失調、医療放棄など）があると疑われる場合
- ③性的虐待が疑われる場合
- ④この他、子供の生命・身体に対する危険性、緊急性が高いと考えられる場合

警察への通報に際しては、事案の概要のほか、子供の生命・身体の安全に対する危険性、緊急性の状況、児童相談所等への通告の有無及び対応状況を明確に伝えるようにしてください。その際も様式1（P25）を活用してください。また、通報後の警察活動に協力するようにしてください。

なお、迅速な組織的対応を図るため、学校・教育委員会と警察との間における虐待に関する担当窓口や連絡等の在り方について事前に確認しておいてください。

虐待と思われる事案の記録

立 学校

記録日	令和 年 月 日		
子供	ふりがな		
	氏名		
	生年月日	平成 年 月 日 歳 男・女	
	住所		
	就学状況	立 学校 年 組 (出席状況) 良好 ・ 欠席がち ・ 不登校状態 具体的に→	
	学校での様子		
	特記事項	・ 障害の有無 (種類・程度・診断名等)、転校歴、 これまでの支援状況等	
保護者	ふりがな	ふりがな	
	氏名	氏名	
	職業	職業	
	続柄	続柄	
	年齢	年齢	
	電話	電話	
	住所		
虐待と思われる内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 誰から、いつから、頻度、どのような ・ 外傷等の状況 ※必要に応じて外傷についてのスケッチを記載 ・ 本人の説明 		
家庭の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ きょうだいの状況 (学校、学年組、年齢 等) ・ 同居家族の状況 		
通告先 (児童相談所か市町村)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通告日、通告先、担当者 ・ 指示助言内容など 		
その他の通報先 (警察、教育委員会等)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通報日、通告先、担当者 ・ 指示助言内容など 		

※幼稚園は本様式を適宜修正してお使いください。

※必要に応じて自由様式で情報を追記するなどして適宜活用してください。

※本様式をもって児童相談所や市町村への通告、教育委員会や警察への連絡に活用することも考えられます。

性的虐待について

基礎編 1. で示した 4 つの虐待の種類のうち、性的虐待は、他の虐待と比べてより問題が複雑であり、事実確認が難しく専門的な対応が必要ですが、養護教諭をはじめとする教職員にあっては、予め以下のような性的虐待の特徴を踏まえるとともに、対応の特殊性について理解を深めておくことが大切です。

1. 性的虐待の特徴

①発見が難しい

性的虐待は他の虐待と比べて外見的な証拠が見つかることが少ない上、子供自身もその事実を否認するなど、客観的に捉えることができない事例もあり、発見が非常に難しいです。性的虐待が実際に見つかるケースとしては、幼児や小学校低学年では、子供の性に関わりのある言動によって発見されることが多く、中学生・高校生では、子供が信頼できる人に告白（相談）することによって発見されることが多いです。

②対応が難しい

性的虐待は、早期の事例では 3 歳頃から認められますが、思春期年齢で発見されることが多く、年齢が高くなるほど、精神症状や問題行動が多発するため対応が困難になることが多いです。

2. 性的虐待の心身の健康への影響

性的虐待は、子供に心的外傷後ストレス障害（PTSD）を引き起こすことも多く、心身の健康に与える影響は深刻です。症状が重篤になる要因としては、加害者と被害者との関係性（親密さ）、子供を守る保護者がいない、虐待期間が長期に及ぶことが多いなどが挙げられます。

3. 性的虐待への対応

性的虐待が疑われる場合や周囲から何らかの情報がもたらされた場合は、直ちに校長等管理職と共有し、学校として積極的な情報の収集や確認を行うより前に、早急に児童相談所に通告することが重要です。また、児童相談所に対して幼児児童生徒への対応の留意点等を確認するとよいでしょう。

障害や発達の特徴のある幼児児童生徒については、当事者が性的虐待と認識できなかつたり、言語能力に課題があり周囲に伝えることが困難であったりすることなどから、把握が難しいと考えられます。速やかに関係する専門機関と連携を取り合い協議することが大切です。

文部科学省「養護教諭のための児童虐待対応の手引」（平成 19 年 10 月）等を基に作成

【対応編 2 通告後の対応】

1. 通告後の対応

通告を受けた後、児童相談所や市町村（虐待対応担当課）は安全確認や調査を行い、継続して経過を見る必要があるケースについては、児童相談所等が保護者への援助方針を立て、それに基づき、電話や面接、訪問等を通じて保護者に指導助言、カウンセリング等のソーシャルワークを行うこととなります。その過程の中で、幼児児童生徒が在宅のままではソーシャルワークを安全・確実に進めることができない場合は、児童相談所が「一時保護」「施設入所」などの措置をとります。

これら通告後の流れは概ね図4のようになりますが、一連の流れの中で児童相談所や市町村（虐待対応担当課）等から学校への個別の協力要請がくることもあります。それぞれの段階での学校の留意事項は以下のとおりです。

（1）児童相談所等の「安全確認」や「情報収集」時の協力

通告を受けると、市町村（虐待対応担当課）や児童相談所は緊急受理会議を開いて、子供の安全確認（目視）の方法・時期や緊急性の判断、初期調査の項目、当面の対応方針などを決めます。

子供の安全確認については、児童相談所は**通告から48時間以内**に行わなければなりません。特に、重大な事案で速やかに子供の保護が必要な場合は、児童相談所は通告から数時間で安全確認を含む一時保護の手続きをとりたいと考えています。

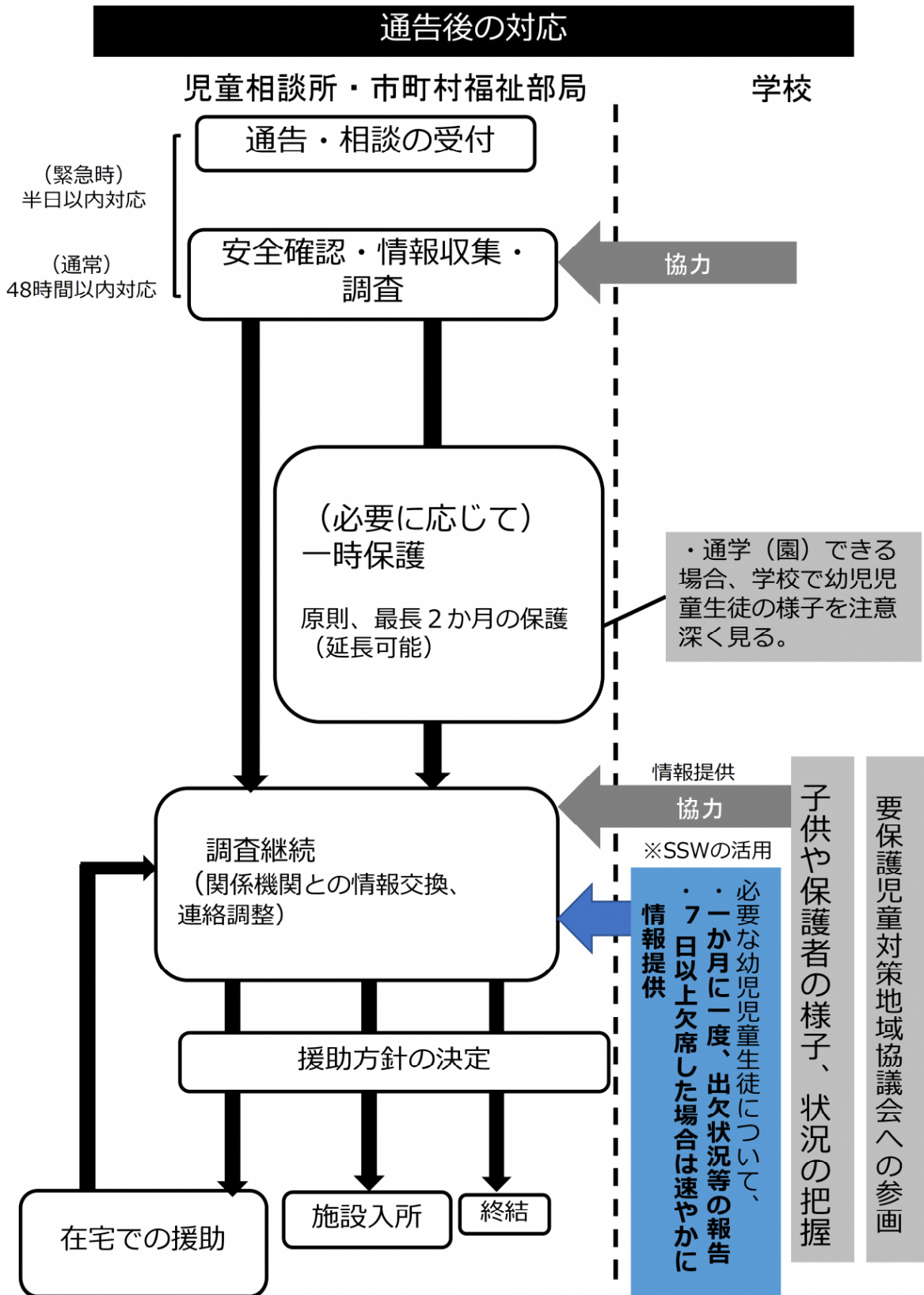
児童相談所等が行う安全確認は、専門の職員が学校で子供の様子などを確認することになります。その際、教職員も児童相談所等の職員からの聞き取りに対し、できるだけ詳しく状況を伝えるなど、学校としても協力することが重要です。

（2）「一時保護」時の対応

安全確認の結果、児童相談所が子供の安全を確保する必要があると判断した場合や、現在の環境に置くことが子供の安全な生活を確保する上で明らかに問題があると判断した場合、当該幼児児童生徒は児童相談所の一時保護所などに一時的に保護されます。子供の安全確保のため、児童相談所の職権により保護者の意思に反して行われることもあります。

保護の期間は原則として**2か月以内**ですが、延長されることもあります。

図 4



①学校に通学・通園できない場合

一時保護期間の子供の安全を確保するため、幼児児童生徒を学校に通学・通園させずに児童相談所の一時保護所等で保護することがあります。これらの一時保護所等において、退職教員等の学習指導協力員の配置や、一定の学習時間の確保等が行われていることもあります。このような体制が十分にとられていない場合には、保護期間中の幼児児童生徒の学習機会の充実のため、児童相談所や一時保護所等と教育委員会・学校とが連携して必要な対応を行うことが求められます。

一時保護所等での相談・指導を受けながら学習する児童生徒について、一定の要件を満たす場合に当該施設において相談・指導を受けた日数を指導要録上出席扱いとすることができます²²。

②一時保護所から通学・通園する場合

保護者が子供を連れ戻す恐れがないなど、一定の安全が確保される場合は、一時保護所から幼児児童生徒が従来の学校に通学・通園することもあります。一時保護されている間、子供たちは今後どのような状況に置かれるのか不安になったり、心細くなったりしていることが多いので、適切に声掛け等を行う必要があります。幼児児童生徒の様子で気になることがあれば、児童相談所に相談してください。

(3)「一時保護」解除後の対応、「在宅での支援」時の対応

①一時保護解除後の対応

一時保護が解除され、通学・通園できていなかった幼児児童生徒が学校に復帰する際、学校は児童相談所から保護期間中の子供の状況を十分に聞き、校内チームで情報を共有して共通理解を深めた上で、見通しをもった支援を行うことや、普段の様子を丁寧に観察する必要があります²³。

また、安心して学校環境に戻れるよう、クラスメイトに対して事前に配慮を促しておくことも重要です。そして、一時保護解除後も当該幼児児童生徒が普段と変わったことがないか、学校において継続して注意深く見取っていくとともに、幼児児童生徒の様子で不自然な点があれば、児童相談所や市町村（虐待対応担当課）に相談するようにしてください。

²² 「一時保護等が行われている児童生徒の指導要録に係る適切な対応及び児童虐待防止対策に係る対応について」（平成27年7月31日初等中等教育局長通知）参照。なお、同通知において一時保護が行われている児童生徒が心身の状態から学習が困難であったり、学校に出席できなかつたりすることがあるため、状況に応じて「非常変災等児童（生徒）又は保護者の責任に帰すことのできない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日数」に含める扱いとすることが適当と示している。

²³ 公益財団法人日本学校保健会『子供たちを児童虐待から守るために』より

②「在宅での支援」時の対応

児童相談所や市町村（虐待対応担当課）による安全確認や援助方針の協議の結果、虐待の程度が比較的軽微な場合、児童相談所による一時保護がなされず、在宅での支援がとられることがあります。児童相談所や市町村（虐待対応担当課）に通告があったケースのほとんどが在宅での支援に当たると言われています。また、児童相談所による一時保護や施設入所の解除後も同様に在宅での支援がとられます。

在宅での支援を受けている間も、学校は当該幼児児童生徒が普段と変わったことがないか、注意深く見取っていくとともに、幼児児童生徒の様子で不自然な点があれば、児童相談所や市町村（虐待対応担当課）に相談するようにしてください。

一方、保護者が、児童相談所からの要請にも関わらず、児童相談所への来所を怠ったり、家庭訪問を拒んだり、不在が続いたりするなど支援機関との関係が疎遠になる場合があります。このような情報が学校にもたらされた場合、子供にとっての危機のサインと捉え、学校、教育委員会、児童相談所の間で子供から直接ＳＯＳを出せるような方法を確認しておくことが重要です。高校生に対しては、関係機関の連絡先を直接伝えておくことも有効です。

③出欠状況の把握、共有

平成31年3月に通知した「児童虐待が疑われる事案に係る緊急点検の結果について」においては、学校等の長期間にわたる欠席が虐待のリスク情報として重要であることが改めて明らかになったとしています。幼児児童生徒が長期間学校を欠席し、家庭訪問等を行っても本人に面会できない場合はその情報を、また、面会できた場合はその際の幼児児童生徒の様子等を確認し、必要に応じて関係機関と情報共有して対応することが重要です²⁴。

家族関係の変化は予想以上に早く、いつのまにか虐待が深刻化していたりすることも珍しくないことから、学校でも子供や保護者について、対応編1の1.（2）に挙げたような異変がないか、チームで多面的に見守りつつ、要保護児童対策地域協議会に参画するなど学校として必要な支援・対応を行っていくこととなります。

（４）「施設入所」時の対応

児童相談所が施設入所や里親家庭へ委託する措置を決めた場合、学校は当該施設や里親と連携するほか、施設等に近い学校への転校手続も必要となります。転校する場合は対応編3の3.に基づいて、学校間で必要な情報共有を行ってください。

基本的に保護者の同意を得て、児童養護施設等に入所または里親家庭に委託することになりますが、保護者の意に反して施設入所・里親委託になることもあります。そのよ

²⁴ 「児童虐待が疑われる事案に係る緊急点検の結果について」（平成31年3月28日 初等中等教育局児童生徒課長等通知）

うな場合の幼児児童生徒や保護者への対応の方法については、児童相談所とよく相談してください。

また、里親家庭に委託される場合には、通称名として里親家庭の姓を名乗るのか実名とするのかなど、施設入所の場合とは異なる留意点や、通学・通園を継続するに当たって配慮を要する事柄があります。児童相談所や委託を受けた里親とよく相談してください。なお、昨今家庭養育を優先する取組が進められており、今後は各地で里親家庭に委託される子供が増えていくと考えられます。

2. 要保護児童等への対応

(1) 要保護児童対策地域協議会への参画

要保護児童対策地域協議会は、要保護児童等（保護者のない子供又は保護者に監護させる上で支援が必要と考えられる子供。虐待を受けた子供に限られず、非行児童なども含まれる²⁵。）の早期発見や適切な保護を図るため、関係機関がその子供等に関する情報や考え方を共有し、適切な連携・協力を確保するため、ほとんどの市町村に設置されています。協議会のメンバーは市町村児童福祉担当部局のほか、児童相談所、福祉事務所、保健所、医療機関、教育委員会、学校、警察、弁護士などで構成され、それぞれの専門性を生かした多面的な協議が行われるのが特徴です。

市町村（虐待対応担当課）や児童相談所が通告を受けた後や一時保護の解除後などに、継続して子供や家庭に関わっていく必要がある場合、要保護児童対策地域協議会の進行管理台帳に登録され、当該家庭や子供の状況、課題等について、定期的な会議を通じて関係者で共有されます。

この台帳に登録された幼児児童生徒の在籍する学校関係者は、要保護児童対策地域協議会・個別ケース会議²⁶への参加が求められることがあり、その際、学校関係者は学校での幼児児童生徒の様子などを説明することとなります。この学校関係者からもたらされる子供や保護者にまつわる情報は、その他構成員にとって重要な情報と目されています。

なお、要保護児童対策地域協議会のメンバーには守秘義務が課されている²⁷ことから、協議会において学校が提供した情報や提供した事実について、保護者をはじめ対外的に伝わる心配はありません。

²⁵ 児童福祉法第6条の3、第25条の2

²⁶ 要保護児童対策地域協議会は、「代表者会議」「実務者会議」「個別ケース会議」の三層構造となっており、学校関係者の参画が求められるのは、ほとんどが「個別ケース会議」。この「個別ケース会議」は学校で開催されることもあり、1～3か月に一度開催される。

²⁷ 児童福祉法第25条の5

(2) 進行管理台帳に登録された幼児児童生徒の出欠状況等の情報提供

要保護児童対策地域協議会において、虐待ケースとして進行管理台帳に登録されている幼児児童生徒や、児童相談所が必要と認める幼児児童生徒について、市町村や児童相談所からの求めに応じ、**概ね1か月に1回程度**、対象となる幼児児童生徒の出欠状況や家庭からの連絡の有無、欠席の理由について書面にて情報提供することが必要です²⁸。

ただし、定期的な情報提供の期日より前であっても、不自然な外傷がある、理由不明又は連絡のない欠席が続く、対象の幼児児童生徒から虐待に関する証言が得られた、帰宅を嫌がる、家庭環境に変化があったなど、新たな虐待の兆候や状況の変化等を把握したときは、適時適切に市町村（虐待対応担当課）等に情報提供又は通告をすることが必要です。

さらに、上記の対象となる幼児児童生徒が学校を欠席する旨やその理由について、保護者等から説明を受けている場合であっても、その理由の如何にかかわらず、**休業日を除き引き続き7日以上欠席した場合**（不登校等による欠席であって学校等が定期的な家庭訪問等により本人に面会ができ、状況の把握を行っている場合や、入院による欠席であって学校等が医療機関等からの情報等により状況の把握を行っている場合を除く。）には、定期的な情報提供の期日を待つことなく、**速やかに市町村（虐待対応担当課）や児童相談所に情報提供することが必要**です。この際、市町村（虐待対応担当課）や児童相談所からさらなる状況確認を求められることがあります。

このようなことから、校長等管理職は、担任や養護教諭、スクールソーシャルワーカーなどとともに要保護児童等の情報を整理・共有しておくことが必要です。

²⁸ 「学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について（平成31年2月28日 初等中等教育局長等通知）。この個人情報の取扱いについては、各地方公共団体の個人情報保護条例において、個人情報の目的外利用又は提供禁止の除外規定として、「法令に定めがあるとき」等を定めていることが一般的であり、児童虐待防止法第13条の4の規定に基づく情報提供は「法令に定めがあるとき」に該当するため、条例にこのような除外規定がある場合には条例違反とはならないと考えられる。

【対応編3 子供・保護者との関わり方、転校・進学時の対応】

1. 虐待を受けた子供への関わり

虐待は、基礎編2. で示したように、子供に様々な影響を及ぼします。また、子供によっては、家庭で食事が与えられず、学校の給食で命をつないでいたり、教職員を愛着の対象とし安心して学校生活を送れたことで損なわれた心的発達が回復されたりすることがあります。他方、虐待の影響による様々な問題²⁹を示すことで、教職員から叱られたり、友達から疎まれたりする結果、周囲への不信をさらに強め、問題を悪化させる不幸なケースもあります³⁰。

虐待を受けた子供は大人への不信感や恐怖心を抱いていることや自己肯定感が著しく低いことが多く、教職員は子供の言動の背景をよく理解した上で、学校で安心して過ごせるよう受容的に接し、不安や緊張を和らげたりすることが必要です。

また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等と連携しながら心のケアを行ったり、自尊感情を育むよう工夫したり、折に触れて声をかけたりするほか、以下の点に配慮しながら、対応していくことが必要です³¹。

- ①安心感・安全感が感じられる、受容的な学校・教室づくりに努める。
- ②感情を思い通りに表現することができないことが多いことから、周囲に許容される方法を身に付けるように支援する。
- ③自分の行為とそれが引き起こした結果との因果関係を認めることができず、結果として周囲に責任を転嫁してしまうことなどがあるため、社会的な行動のスキルを獲得できるように支援する。
- ④子供は「自分は価値のない悪い子だ」という自己イメージ、「大人は自分をいじめるものだ」という他者イメージができあがっていることが多く、これらの間違っただイメージを取り除いていくため、子供を認め、励ましていく。

通告した後、児童相談所や市町村（虐待対応担当課）その他の関係機関が関与していたとしても、子供や家庭の状況は刻々と変化します。このため、対応編2の1.（3）で記載したとおり、一時保護解除後や在宅で支援を受けている場合は学校においても引き続き幼児児童生徒に不自然な変化がないかを注意深く見ていくことが重要です。

²⁹ 例えば、教職員にどこまでやったら叱られるかを試すために挑発的な言動（リミットテスト）をしてくることもある。

³⁰ 公益財団法人日本学校保健会『子供たちを児童虐待から守るために』より

³¹ 文部科学省「児童虐待防止と学校（研修教材）」より

2. 保護者への対応

(1) チームとしての対応

通告後は、児童相談所や市町村（虐待対応担当課）が個々のケースについて調査し、援助方針を立て、それに基づいた電話や面接、訪問等を通じて保護者に指導助言、カウンセリング等のソーシャルワークを行うこととなります。しかしながら、一連の過程の中で、保護者が学校に来校し、教職員に何らかの要求や相談をしていくことがあります。

そのような場合にも、学校はチームとして対応することが不可欠です。保護者は、担任、養護教諭、校長、生徒指導担当など、それぞれに対して異なる態度を示すことも考えられます。したがって、チームで保護者の要求や相談の内容を共有しておくとともに、児童相談所や市町村（虐待対応担当課）にも情報を共有しておくことが重要になります。

(2) 保護者からの問い合わせや要求に対して

子供を一時保護した時点で、児童相談所から保護者に対し、子供を一時保護している旨の連絡を入れることとなっていますが、保護者が学校等に押しかけて「学校が言い付けた」「先生を信じていたのに裏切られた」などと言ってくることも考えられます。そのような場合、「一時保護は児童相談所の判断であり、学校が決定したものではない」など、一時保護は専門機関の権限や責任で行われたことを明確に伝えることが重要³²です。

また、保護者から虐待を認知するに至った経緯や通告元を教えるよう求められた場合は、学校や教育委員会等はそれらの情報について組織全体として保護者に伝えないこと、児童相談所や市町村福祉部局と連携して対応することが重要³³です。

なお、児童虐待防止法第14条第2項において、虐待に係る暴行罪、傷害罪その他の犯罪について、親権者であることを理由に免責されるものではないとしており、「親権」を理由に保護者が威圧的、拒絶的な態度をとる場合でも、学校はひるまず子供の命を守り抜く姿勢で毅然とした対応をすることが重要です。通告したことについて、保護者が名誉棄損だと主張してくる場合でも、児童虐待防止法の趣旨に基づく通告はそれが誤りであったとしても、基本的に刑事上、民事上の責任を問われることはないことを踏まえて、毅然とした対応をすることが重要です。

保護者からの威圧的な要求や暴力の行使等が予想される場合には、学校・教育委員会等は複数の教職員等で対応すること、学校においては即座に教育委員会等の設置者に連絡した上で、組織的に対応することが肝要です。また、学校・教育委員会等は速やかに市町村（虐待対応担当課）・児童相談所・警察等の関係機関や弁護士等の専門家と情報

³² 厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課「子ども虐待対応の手引き」（平成25年8月改訂版）より

³³ 「児童虐待防止対策に係る学校等及びその設置者と市町村・児童相談所との連携の強化について」（平成31年2月28日 初等中等教育局長等通知）より

を共有し、連携して対応することが必要です³⁴。

警察への通報に際しては、事案の概要（威圧的な要求等が予想される理由・経緯等）、当該保護者に関連する通告の内容及び児童相談所等における対応状況等を明確に伝えるようにしてください。また、その後の対応について警察及び児童相談所等と緊密に協議してください。

さらに、学校や教育委員会等設置者に対して保護者が不満を持った結果、**子供を学校に通学・通園させないという事案**も発生しています³⁵。学齢児童生徒であれば、このような場合は**就学義務違反に当たる可能性が高い**ことから、小学校・中学校等の校長は学校教育法施行令第20条に基づき、**市町村の教育委員会に適切に通知するとともに、教育委員会は学校教育法施行令第21条に基づく出席の督促などを適正に行うことが必要**です。

学校や教育委員会が保護者に対応した結果については、要保護児童対策地域協議会において事案の共有がなされ、今後の援助方針の見直し等に活用されることとなります。

（3）守秘義務と個人情報の取扱いについて

公立学校の教職員は、職務上知り得た秘密については、それが個人的な秘密、公的な秘密を問わず、在職中はもちろん、退職後もこれを漏らしてはならないこととなっております（守秘義務）。私立学校についても就業規則などで同様の守秘義務が課されていることが一般的です。加えて、令和元年6月に成立した改正児童虐待防止法においても、学校、教育委員会等の職員の守秘義務について明記されました。

また、繰り返しになりますが、「児童虐待防止対策に係る学校等及びその設置者と市町村・児童相談所との連携の強化について」（平成31年2月28日 初等中等教育局長等通知）において、学校や教育委員会等設置者は、保護者から虐待を認知するに至った端緒や経緯などの情報に関する開示の求めがあった場合、保護者に伝えないこととともに、児童相談所等と連携して対応することとされました。このため、**教職員、教育委員会等は、虐待を受けたと思われる幼児児童生徒について通告したことや児童相談所や市町村との連絡内容等を、その保護者に対してであれ漏らしてはいけないこと**となっているため、保護者に通告の事実を伝達する必要がある場合には、対応について通告先と綿密に協議するようにしてください。

なお、学校において作成または取得した虐待に関する個人の記録は、各学校に適用される個人情報の保護に関する法令³⁶に基づき適切に取り扱われることとなります。当該

³⁴ 「児童虐待防止対策に係る学校等及びその設置者と市町村・児童相談所との連携の強化について」（平成31年2月28日 初等中等教育局長等通知）より

³⁵ 「児童虐待が疑われる事案に係る緊急点検の結果について」（平成31年3月28日 初等中等教育局児童生徒課長等通知）より

³⁶ 学校の設置主体に応じて、適用される法令が異なる。具体的には、国立学校は「独立行政法人等の保有

記録について、保護者が本人（子供）に代わって個人情報保護条例等に基づく開示請求をしてきたとしても、開示することにより子供（本人）の生命又は身体に支障が生ずるおそれ、子供（本人）の権利利益を侵害するおそれがないかどうか、学校の業務の遂行上支障がないかどうか等を個人情報の保護に関する法令に照らし検討し、該当する場合には所定の手続に則って不開示とすることについて検討する必要があります。必要に応じて弁護士（スクールロイヤー）等とも相談するようにしてください。

一方、児童相談所や市町村（虐待対応担当課）に虐待に係る通告や相談等を行う場合は、守秘義務違反に当たりません（児童虐待防止法第6条第3項）。また、市町村や児童相談所から幼児児童生徒や保護者に関する情報・資料を求められた場合は、提供することができるかとされています（児童虐待防止法第13条の4）が、これも守秘義務違反や個人情報保護条例等の違反には当たらないと解されます。

さらに、要保護児童対策地域協議会において学校や教育委員会が資料や情報の提供、説明等を行う場合は児童福祉法第25条の3の規定により、守秘義務違反には当たらないと解されます。

さらに、児童虐待防止法第7条において、通告を受けた児童相談所や市町村の職員は、通告した者を特定させるものを漏らしてはならないとしていることから、**学校や教職員が通告者であることは、基本的に保護者には知られないことになっています。**

ただし、推測によって保護者が「学校が言いつけた」と主張してくることもあり、そのような際は、（2）で示した通り、通告の事実を保護者に伝えないようにすること、「一時保護等は児童相談所の判断であり、学校等が決定したものではないこと」などを明確に伝える必要があります。必要に応じて、教育委員会等設置者や児童相談所、市町村（虐待対応担当課）と対応することも望まれます。

3. 転校・進学時の学校間の情報の引継ぎ

虐待に至るおそれのある家庭の特徴として、転居を繰り返す家庭があることが、様々な実態調査や事例検証から明らかになっています³⁷。

また、転居をしなくても、現在の学校の対応への不満などから、保護者から区域外就学や域内での就学校の指定変更の申立てがなされる場合も考えられます。この点、教育委員会においては、要保護児童対策地域協議会に台帳登録されている要保護児童等の保護者から転校の申し出や相談があった場合、市町村（虐待対応担当課）や児童相談所に

する個人情報の保護に関する法律」、公立学校は各地方公共団体が定める個人情報保護条例、私立学校は「個人情報の保護に関する法律」に基づき、個人情報を取り扱うこととなる。

³⁷ 厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課「子ども虐待対応の手引き」（平成25年8月改正版）より

情報を共有することが必要です。その上で、必要に応じて対応を相談することが望まれます。

児童相談所や市町村（虐待対応担当課）においても、要保護児童等やその家庭が転居した場合、児童相談所同士、あるいは市町村（虐待対応担当課）同士で専門的な立場から引継ぎ（ケース移管）がなされ、転居後は転居先の関係機関によって必要な支援がなされることになっています。

しかしながら、実際には、児童相談所等の間での引継ぎが不十分であったことから、家庭との関わりが希薄となり、個々の適切な援助がなされず、虐待が再発して死亡等の重大な事態に至ってしまった事例が少なくありません³⁸。

したがって、要保護児童等が転居先・進学先の学校でも安全に安心して学ぶことができるよう、転居や進学の際の学校間の引継ぎも重要となります。転出元・進学元の学校は、指導要録や健康診断票、虐待に係る記録の文書の写しなどを確実に引き継ぐとともに、教育的観点から対面、電話連絡などを通じて新しい学校に必要な情報を適切に伝えることが重要です³⁹。

なお、幼稚園においては、転園先が保育所又は認定こども園であっても指導要録、健康診断票、虐待に係る記録の文書の写しなどの送付が必要であること、必要な情報が引き継がれるようにすることが大切です。

学校間の文書⁴⁰の提供について、本人や保護者の同意を得ずに第三者に提供していると保護者が主張する事案も報告されています。しかし、虐待に関する個人情報、虐待を防止し幼児児童生徒の生命、身体等を守るために、転校先・進学先の学校が必要とする情報であり、子供本人の利益となるものであることから、各学校に適用される個人情報の保護に関する法令⁴¹に基づき、本人や保護者の同意を得ずに他の学校に提供できるものと解されます。

引き継がれた学校においても、虐待に関する情報については個々の教職員が抱え込まず、必ず校長等の管理職や養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等に共有するとともに、市町村（虐待対応担当課）や新たに管轄することになる児童相談所と今後の対応方針を検討することが重要です。

³⁸ 厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課「子ども虐待対応の手引き」（平成25年8月改正版）より

³⁹ 「一時保護等が行われている児童生徒の指導要録に係る適切な対応及び児童虐待防止対策に係る対応について」（平成27年7月31日 初等中等教育局長通知）参照

⁴⁰ 電磁的記録も含む

⁴¹ 学校の設置主体に応じて、適用される法令が異なる。具体的には、国立学校は「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」、公立学校は各地方公共団体が定める個人情報保護条例、私立学校は「個人情報の保護に関する法律」に基づき、個人情報を取り扱うこととなる。

もしものために ～地域の連絡先等を記載してください～

【通告先：児童相談所】

- ①明らかな外傷（打撲傷、あざ（内出血）、骨折、刺傷、やけどなど）があり、身体的虐待が疑われる場合
- ②生命、身体の安全に関わるネグレクト（栄養失調、医療放棄など）があると疑われる場合
- ③性的虐待が疑われる場合
- ④子供が帰りたくないと言った場合(子供自身が保護・救済を求めている場合)

→ _____ **児童相談所**
TEL (_____)
※児童相談所 虐待対応ダイヤル「189」

- 上記①～③及び子供の生命・身体に対する危険性、緊急性が高いと考えられる場合には警察にも通報
- 通告について教育委員会等設置者にも連絡

【通告先：市町村（虐待対応担当課）】 ※上記①～④以外

→ _____ **課（係）**
～市町村虐待対応担当課～
TEL (_____)

- 通告について教育委員会等設置者にも連絡

【通告先：警察】

- ①明らかな外傷（打撲傷、あざ（内出血）、骨折、刺傷、やけどなど）があり、身体的虐待が疑われる場合
- ②生命、身体の安全に関わるネグレクト（栄養失調、医療放棄など）があると疑われる場合
- ③性的虐待が疑われる場合
- ④この他、子供の生命・身体に対する危険性、緊急性が高いと考えられる場合

→ _____ **警察 課**
TEL (_____)

- 通告について教育委員会等設置者にも連絡